

「高額障害福祉サービス等給付費」等のご案内



制度について

「高額障害福祉サービス等給付費」は、同じ世帯の方で複数の方が次の各サービスを利用したり、1人の方が複数のサービスを併用したために、1月の利用者負担額の合計が、世帯の「負担上限額」を超えた場合に、「基準額」を超える額を償還（支給）する制度です。

【合算の対象となるサービス利用料】

以下のサービス等の利用にかかる利用者負担額（1割負担分）が対象となります。

○障害者総合支援法に基づくサービスの利用者負担額

（例）居宅介護、重度訪問介護、短期入所、生活介護、就労移行・継続支援など

○補装具費の利用者負担額（支給決定月を基準とします。）

○児童福祉法に基づく「障害児支援（入所・通所）」のサービスの利用者負担額

（例）障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス等）、障害児入所支援など

○介護保険法に基づくサービスの利用者負担額

（例）訪問介護、訪問看護、訪問入浴、通所リハビリ、福祉用具貸与など

【負担上限額】

所得区分	内 容	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯の方	0 円
低所得	市民税非課税世帯の方	0 円
一般 1	居宅で生活する障がい児（加齢児を除く）※1	4,600 円
	居宅で生活する障がい者（加齢児を含む）及び 20 歳未満の施設入所者 ※2	9,300 円
一般 2	市民税課税世帯で、上記区分に該当しない方	37,200 円

※1 市民税所得割額が28万円未満の世帯のもの

※2 市民税所得割額が16万円（障がい児（加齢児を除く。）及び20歳未満の施設入所者）にあっては28万円）未満の世帯のもの

※「世帯」とは、成人（在宅の場合：18歳以上、施設入所の場合：20歳以上）の利用者については、本人及び配偶者のみであり、障がい児（上記以外）の利用者については、原則として住民基本台帳の世帯をいう

【基準額】

所得区分	内 容	基準額
生活保護 低所得	市民税非課税世帯の方	0 円
一般 1・2	市民税課税世帯の方	37,200 円

※障がい児の場合、同一の支給決定保護者で認定された負担上限額のいずれか高い額が基準額となります。

事例

例1：世帯内に障害福祉サービスを利用している人が複数いる場合（基準額＝37,200円とする）

夫：【障害福祉サービス】利用者負担額：20,000円

→居宅介護、重度訪問介護、短期入所、就労移行・継続支援など

妻：【障害福祉サービス】利用者負担額：30,000円

→居宅介護、重度訪問介護、短期入所、就労移行・継続支援など

【世帯の利用者負担額の合計】20,000円＋30,000円＝50,000円

【償還される金額】50,000円－37,200円＝12,800円

例2：一人の障がい児が、障害福祉サービスと児童福祉法のサービスを利用している場合 （基準額＝4,600円とする）

【障害福祉サービス】利用者負担額：4,600円

→居宅介護、短期入所など

【児童福祉法のサービス】利用者負担額：3,000円

→障害児通所支援など

【世帯の利用者負担額の合計】4,600円＋3,000円＝7,600円

【償還される金額】7,600円－4,600円＝3,000円

例3：一人の障がい児が、障害福祉サービスと児童福祉法のサービスと補装具を利用している場合（基準額＝37,200円とする）

【障害福祉サービス】利用者負担額：4,600円

→居宅介護、短期入所など

【児童福祉法のサービス】利用者負担額：3,000円

→障害児通所支援など

【世帯の利用者負担額の合計（負担軽減分）】4,600円＋3,000円＝7,600円…①

【補装具費】利用者負担額：35,000円

【世帯の利用者負担額の合計】①＋補装具費利用者負担＝7,600＋35,000＝42,600円

【償還される金額】42,600－37,200＝5,400円

手続きについて

【ご持参いただくもの】

- ① 領収書・・・・・・・・・・申請する月の領収書（利用自己負担額がわかるもの）
※補装具費の支給を受けている場合は、補装具費の領収書又は補装具費支給決定通知書（写し）
- ② 受給者証・・・・・・・・・・障害福祉サービス費の受給者証、障害児通所給付費・入所給付費の受給者証（該当する受給者証をお持ちください）
- ③ 預金通帳・・・・・・・・・・受給者本人又は保護者（申請者）のもの

【制度の内容について】

- ・ 静岡市役所 保健福祉長寿局 健康福祉部 障害者支援推進課 自立支援係
電話：054-221-1098／FAX：054-221-1108

【利用の相談・申請窓口】

- ・ 葵福祉事務所 障害者支援課 給付係（葵区役所 2 階）
電話：054-221-1589／FAX：054-254-6322
- ・ 駿河福祉事務所 障害者支援課 給付係（駿河区役所 1 階）
電話：054-287-8690／FAX：054-287-8660
- ・ 清水福祉事務所 障害者支援課 給付係（清水区役所 1 階）
電話：054-354-2121／FAX：054-352-0323

※児童福祉法のサービス（入所）をご利用の場合は、児童相談所での手続きが必要となる場合があります。

- ・ 静岡市役所 子ども未来局子ども未来部 児童相談所
電話：054-275-2871

